



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

新品じゃなかった！？

～フリマアプリのトラブルに要注意～

【事例】

スマホのサイトで見つけたフリマアプリで「新品で未使用」と紹介されたブランドTシャツを購入した。ところが、届いたTシャツは偽物のようで、ボールペンの落書きもあり、新品でもなかった。

売主と交渉して返品に応じてもらったので郵送したのに、「このTシャツはうちののではない」と難癖を付けられて返金されない。

フリマアプリの運営会社にも相談したが、「お客様同士で解決ください」と言われた。

返金してほしい。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆フリマアプリでは、金銭や品物のやり取りは運営会社が仲介しますが、基本的に個人間売買になるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。
- ◆また、「安さにひかれて注文し、代金を振り込んだが商品が届かない」「出品した商品を発送したが入金されない」といったトラブルが増えています。
- ◆売るのも買うのも「自己責任」というリスクを認識して利用しましょう。
- ◆フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、そのうえで、出品者が設定したルールの確認や商品、送料などについての情報収集をしっかり行い、慎重に利用しましょう。